

# 「合法木材」の現状と展望

～オリンピックに向けて～



平成27年2月27日

(一社)全国木材組合連合会 森田一行

- I 違法伐採問題への取組み状況
- II 木材利用拡大の新たなチャレンジ
- III 街に第二の森林を

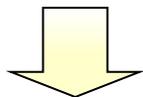
# I-1 グリーン購入法に基づく合法木材に関する取組

## 国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成12年法律第100号）

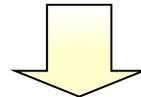
- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について（平成18年から、合法性等の証明された木材・木材製品を環境物品〔紙類、文具、ベッドフレーム、オフィス家具、公共工事資材〕に位置づけ）国等の公的部門における調達の推進、情報提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

### 基本方針（閣議決定）（平成18年以降継続）

- 環境物品リスト
- 環境物品の要件（判断の基準、配慮事項）の決定
- 調達方針作成のための基本的事項



義務的に実施



努力義務、一般的責務

### 国会、裁判所、各省庁、 独立行政法人等

- 調達方針の作成、公表
- 調達実績の公表

※基本方針や各省等の調達方針の中でガイドラインに基づく合法木材の優先調達を明記

### 地方公共団体等

- 調達方針の作成
- 調達方針に基づき調達推進（努力義務）

### 民間事業者、国民

- できる限り環境物品等を選択（一般的責務）

# I-2 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の策定



## 1. 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証（FSC、PEFC等）を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証（認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明）

## 2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が生産・加工・流通の各段階で証明書を交付。

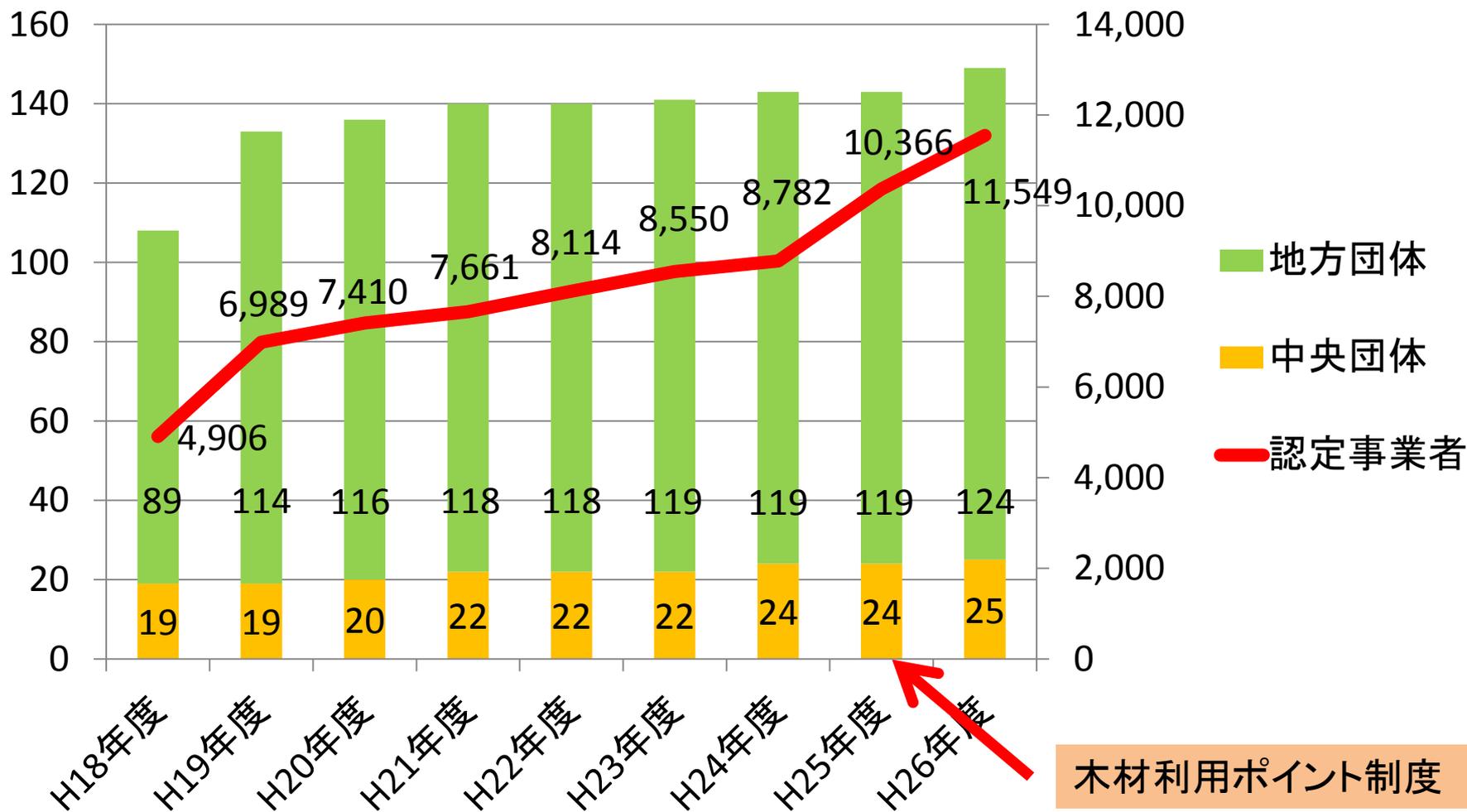
## 3. 個別企業による自主的な証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

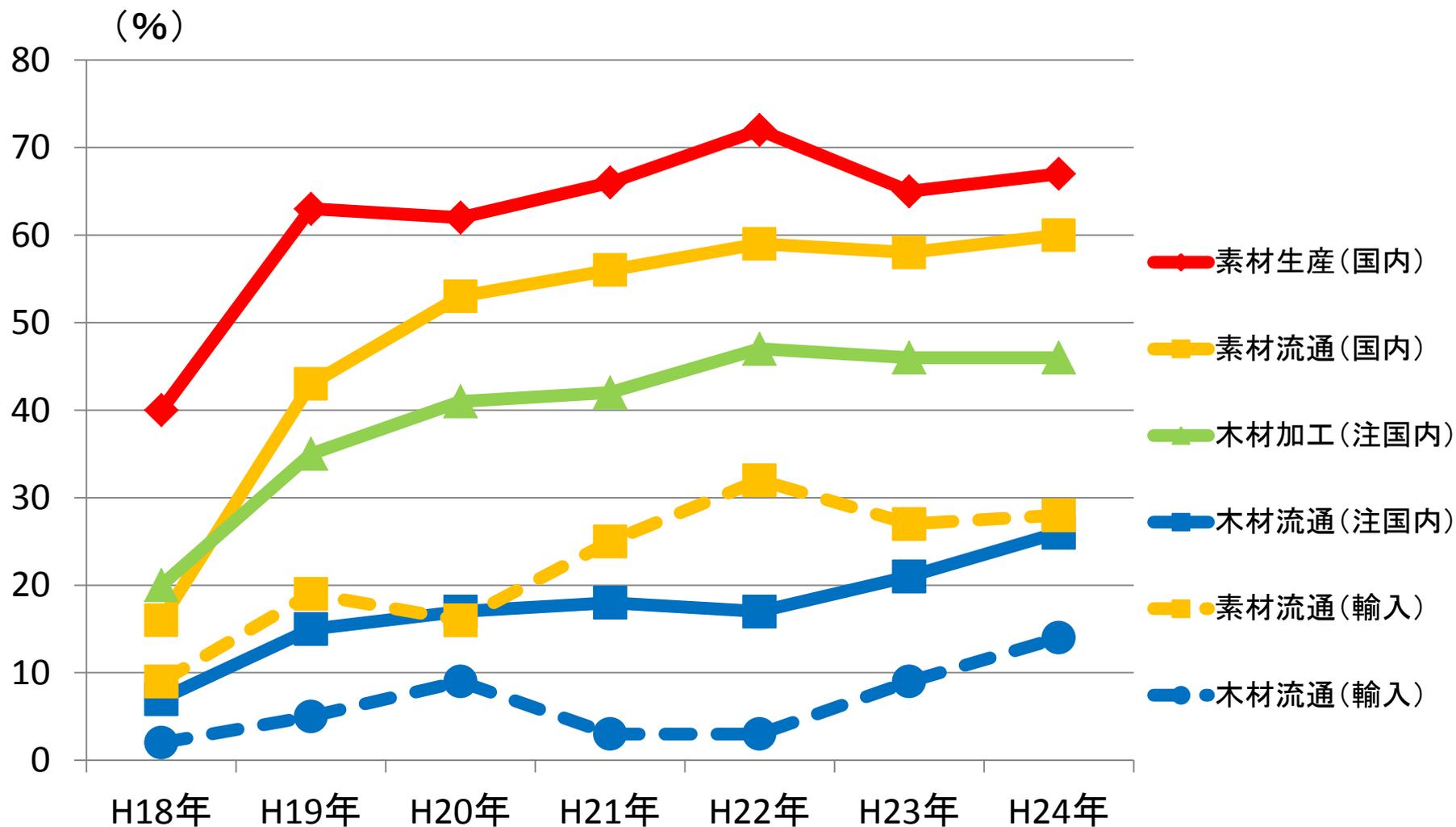
# I-3 事業者と認定団体の推移



平成26年10月30日現在	認定団体	149
	認定事業者	11,549



# I-4 合法性が証明された木材の取扱量の推移



注 1 全木連の要請に基づいて実績報告を提出した124認定団体、7,689事業者の集計値

2 (国内注) = 国内における流通加工業に係るもので一部輸入材も含む

### グリーン購入法（H18年度～）

政府調達の対象となる物品の要件を定めた法律

### 木材利用ポイント制度（H24～26年度）

地域材等を一定程度利用した住宅等に対する支援制度

### 地域型住宅ブランド化事業（H22、H24年度～）

採択されたグループに所属する住宅生産者等が共通のルールに基づき木造の長期優良住宅の建設を行う場合に支援する制度

**この外、公共建築物、地方自治体の施策の中で事業の対象となる木材について、林野庁の合法木材ガイドラインに従って合法性が証明された木材が指定されている。**

- 違法伐採対策の一環として、平成18年度に導入された「合法性が証明された木材」をグリーン購入法によって政府調達の対象とする措置については、**一定の供給体制が整備されてきた。**
- ここ数年、政府や地方自治体の木材利用拡大の動きの中で、「合法性が証明された木材」は要件のひとつとなり、**利用価値が高まってきた。**
- そのような中で、**証明された木材製品の拡大や証明の連鎖の拡大**が起きている。

## Ⅱ-1 木材利用拡大の新たなチャレンジ



2014年10月15日 全木連、全森連亮会長が拳動宣言に署名

「…… 木材利用の拡大なくして森林・林業の活性化は成しえないという認識の高まる中で、地球温暖化防止や地域社会の活性化等に対する国民の期待に応え、木材利用の拡大と日本林業の活性化を実現していくためには、戦後続いてきた街づくりにおける木材から非木材への流れを変え、木材を優先して活用する社会‘Wood First(ウッドファースト)社会’を実現していくことが重要な課題となっている。

そして、こうした動きを現実のものとしていくための第一歩は、林業・木材産業関係者自らが大局的見地に立ち、課題を共有し、一体となって国民の理解を得ていくための活動に取り組んでいくことだと考えている。……」

### まず、木造で・・・

- ・ CLT、耐火材料など新たな技術
- ・ 中規模商業施設、店舗、事業用建物など非住宅へのアプローチ
- ・ 設計、施工を含めた技術者の理解

### 街づくりへの木材利用

- ・ 東京の伝統的な木づかいを、現代の技術で新しい街づくりに再現
- ・ セットバック、街路、水辺など人々の集いの場での木材利用
- ・ 都市に「木材の回廊」を実現

### 「木材、木製品」の変化への対応

- ・ 世界的には「天然林から人工林へ」、国内では「間伐材から主伐材へ」
- ・ 「加工国」の台頭

# (参考1) 街に第二の森林を



## (参考2) 東京の街角で



- 木材利用拡大を進めるためには、JAS製品など品質、性能が確かな製品を安定供給することはもちろん、木材が他の資材と比較して、二酸化炭素吸収、生産・加工過程におけるエネルギー消費が少ないことなど、環境的にもやさしい資材であることを訴えていく必要があります。
- そのような中、違法伐採に由来する木材など消費者の信頼を損なうような木材を市場から排除していくことは木材業界の姿勢を問われる重要な課題となっています。
- 違法伐採が議論されるようになって20年を経て、森林認証制度、各地域での地域材利用拡大など様々な評価すべき活動が拡大する中、木材利用の利益をいかに多く森林経営に返していくのかという原点に立ち返って考えることが必要ではないでしょうか。